

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(平成22年5月27日規程第7号)

改定 平成25年6月24日 規程第8号

令和7年2月27日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さいたま市公園緑地協会（以下「この法人」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務行為の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給、種類及び通勤手当)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第2 評議員・役員【役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程】

- 2 役員等の報酬は、常勤役員にあつては、別表（役員等の報酬額）に規定する報酬月額とし、非常勤役員については、同報酬日額とする。
- 3 新たに常勤役員となった者には、その日から常勤役員報酬及び通勤手当を支給する。常勤役員がその職を離れたときは、その日まで（死亡したときは、その月まで。）報酬及び通勤手当を支給する。
- 4 前項の規定により報酬及び通勤手当を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外の場合、又は月の末日まで支給するとき以外の場合、その報酬及び通勤手当の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 削除

（賞与）

第4条 削除

（役員等の報酬の支払方法）

- 第5条** 非常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接に支払うものとする。ただし、法令に基づき非常勤役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その非常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 非常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
 - 3 常勤役員の報酬の支払い方法は、公益財団法人さいたま市公園緑地協会給与規程（以下「給与規程」という。）第27条の規定に準ずる。

（常勤役員報酬の支給日）

- 第6条** 常勤役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、給与規程第6条第3項の規定に準じて支給する。

（報酬の決定基準）

- 第7条** 理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内にお

いて、別表（役員等の報酬額）に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（通勤手当）

第8条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、給与規程第13条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（退職慰労金）

第9条 削除

（費用弁償）

第10条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。なお、役員等における出張に係る旅費等の費用の支払いについては公益財団法人さいたま市公園緑地協会旅費規程の規定に準ずる。ただし、定款に規定された評議員会、理事会及び監査等への出席に伴う経費は弁償すべき費用から除外するものとする。

（端数の処理）

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認

を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人さいたま市公園緑地協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(常勤役員の報酬の特例)

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次の常勤役員に対する報酬月額を支給に当たっては、それぞれ当該各号に定める額を減ずる。

(1) 理事長 10,000円

(2) 常務理事 5,000円

(平成25年7月に支給する報酬に関する特例措置)

3 前項の規定の適用を受ける次の常勤役員に係る平成25年7月に支給する報酬の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、この規定による報酬月額から次の各号に掲げる額に相当する額を減じた額とする。

(1) 理事長 平成25年規程第8号附則第2項第1号に規定する額に、平成25年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び同号に規定する額に100分の120を乗じて得た額を加算した額

(2) 常務理事 平成25年規程第8号附則第2項第2号に規定する額に、平成25年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び同号に規定する額に100分の120を乗じて得た額を加算した額

(平成25年12月に支給する賞与に関する特例措置)

4 平成25年規程第8号附則第2項の規定により報酬月額が減ぜられて支給される常勤役員に係る第4条第2項の規定の適用については、同条第3項の規定文中、「報酬」とあるのは「平成25年規程第8号附則第2項の規定による減額後の報酬」に読み替えるものとする。

(退職慰労金規定の削除に伴う経過措置)

5 平成25年規程第8号の適用を受ける常勤役員で、平成25年3月31日以前から在職している者にあつては、当該日までの在職期間について、従前の規定

第2 評議員・役員【役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程】

を適用するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第2 評議員・役員【役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程】

別表（役員等の報酬額）

1 常勤役員報酬俸給表

号俸	報酬月額（円）	号俸	報酬月額（円）	号俸	報酬月額（円）
1	410,000	11	510,000	21	610,000
2	420,000	12	520,000	22	620,000
3	430,000	13	530,000	23	630,000
4	440,000	14	540,000	24	640,000
5	450,000	15	550,000	25	650,000
6	460,000	16	560,000	26	660,000
7	470,000	17	570,000	27	670,000
8	480,000	18	580,000	28	680,000
9	490,000	19	590,000	29	690,000
10	500,000	20	600,000	30	700,000

2 非常勤役員報酬日額

役 職	報酬日額（円）
理 事	12,000
監 事	12,000
評 議 員	12,000